

豊中市指定給水装置工事事業者審査委員会内規

(目的)

第1条 豊中市指定給水装置工事事業者規程第18条第2項の規定に基づき、豊中市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)に係る指定の取消し、指定の停止及び表彰に関し、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、豊中市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、指定の取消し及び指定の停止に関することを審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で組織する。

2 委員長は経営部長の職にある者、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

経営部長

技術部長

総務課長

経営企画課長

窓口課長

給排水サービス課長

水道建設課長

浄水課長

水道維持課長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が、委員長及び副委員長ともに事故あるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、給排水サービス課において処理する。

(委任)

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この内規は、平成10年9月1日から施行する。

附則

この内規は、平成18年10月20日から実施する。

附則

この内規は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この内規は、平成26年3月1日から実施する。